

第十六回国会 衆議院 經濟安定委員會 議錄 第九号

(三三三)

昭和二十八年七月三日(金曜日)

午後二時二十九分開議

出席委員

委員長 佐伯 宗義君

理事 小笠 公昭君 理事 加藤 宗平君

理事 武田信之助君 理事 藤田 英男君

理事 阿部 五郎君 理事 菊川 忠雄君

理事 加藤常太郎君

秋山 利恭君 遠藤 三郎君

岸 信介君 迫水 久常君

長谷川 峻君 神戶 眞君

楠美 省吾君 飛鳥田一雄君

石村 英雄君 小林 進君

杉村清治郎君 中村 時雄君

山本 勝市君

出席國務大臣

國務大臣 緒方 竹虎君

出席政府委員

公正取引委員 横田 正俊君

委員外出席者

專門員 園地與四松君

專門員 菅田清治郎君

本日(の)會議に付した事件

公職開會承認要求に関する件

私的独占の禁止及び公正取引の確保

に関する法律の一部を改正する法律

案(内閣提出第一〇四号)

公正取引委員會の業務状況に関する

説明聴取

○佐伯委員長

これより會議を開きます。

まず公正取引委員會の業務状況につ

第一類第十七号 經濟安定委員會議錄第九号 昭和二十八年七月三日

いて説明を聴取いたします。横田政府委員。

○横田政府委員

ただいまから公正取引委員會の最近の業務の御報告を申し上げ

いたします。但しその前に、今回の改正

にもいろいろ関連がございますので、

この委員會ができました当初からの問

題も、きわめて簡単ながらつけ加えさ

していただきます。

御承知のように独占禁止法は、占領

間もなくアメリカの反トラスト法に範

をとりまして、当時の總司令部が非常

な意気込みをもちまして、日本の經濟

民主化という線を描き出しましてわ

れ／＼に与えられた法律でございます。

これと並行いたしまして、御承知

の財閥解体あるいは過度經濟力集中排

除法あるいは持株会社を解体いたしま

する一連の行為、あるいは証券を分散

いたす方法というような過渡的な方法

がかなりきびしくとられたのでござい

ます。当時の總司令部の人のお言葉を

かりますれば、日本のその当時の現状

は、ちようど川の中に材木がたたくさ

ん、スムーズに流れるべきものが一と

ころに固まつてしまつて、どうにもな

らないような状態で、この状態をまず

こわすのが今申し上げましたような財

閥解体、その他一連のかなりドラスチ

ックな方策でございました。これを打

ちこわしてしまつた後に、川の流れを

材木が自由に伸び／＼と流れるため

に、絶えずこれを将来監視して行くと

いう趣旨において、いわば恒久法とし

て独占禁止法の制定をいたす、まあこ

ういうような言葉を使つておりました

が、そういう關係からいたしまして、

過渡的な法制はすべてその目的をほぼ

達しまして、残りしましたものがこの独

占禁止法ということになったのが現状

でございます。

この独占禁止法の内容について、く

だ／＼しく申し上げる必要はないと存

じますが、要するに競争を促進いたし

ますることによりまして、事業主の活

発な事業活動を保障する、それによつ

て結局消費者その他一般の利益が保護

せられ、国家全体といたしましてきわ

めて健全な經濟のあり方になる、これ

が独占禁止法の基本的な考え方ではご

ざいます。つまり競争を妨げるというよ

うな事柄に対して、それを除去するこ

うのが独占禁止法の生命でございます

した。この競争を阻害するものは、御

承知の独占と、それからいわゆるカル

テル等の取引制限、この二つを基本的

な悪いものということに規定をいたし

まして、それに関連いたしまして、そ

こに至る過程のいろいろな事柄、たと

えば株式の保有でございますとか、あ

るいは役員兼任であるとか、あるいは

合併であるとか、營業の譲渡と

いうようなものにつきては、いろいろ

予防的な規定を設けるといふのが一

方一つのねらいでございます。それか

らさらにもう一つ重要なことは、競争

競争と申しまして、質の悪い競争は

これを避けるという意味で、不正競争

争方法の禁止というものをかなり厳格

に規定いたしております。これらが合

さつたものが、結局この独占禁止法で

ございます。この実体規定に基きまし

て、いろいろこの法律の実施をいたす

機関として公正取引委員會という特殊

の官庁を設けまして、一方におきまし

て今申しました予防規定の観点からい

まして、公正取引委員會の認可事

務あるいはこれに対する届出というよ

うな、いわば一種の行政的な面をこ

に盛り込みますと同時に、いわば準司

法的——裁判所の意味の司法的な措置

をいたしまして、独占あるいは取引制

限あるいは不正な競争方法というも

のを、裁判に似ました一定の手続によ

つて排除をいたしております。さらに

はまた公正取引委員會の告発によつ

て、そのおもしろくない行為に対して

刑罰制裁を加えて参る。これらが独

占禁止法の大体のあり方でございます。

この法律は、できました当初はかな

りきつくてきておりました。当時の總

司令部の人々もそれを認めておりまし

て、この法律はアメリカの法律よりも

きつい、また施行も非常に厳格に施行

されておりました。總司令部の非常な

強い管理のもとにこの施行が行われて

おります。これは要するに日本の民主

化を促進するためには、少しきつ目の

法律を持ち、しかもそれを少しきつ目

に施行する必要があるということを總

司令部の人が言つておりましたこと

が、これを示しておると思ひます。従

いましてこの法律ができました当座か

ら、これに対してはあまりきつ過ぎる

という批判がございまして、これを日

本の実情に合うように適当に緩和する

ということが絶えず言われて参つたわ

けでございます。その現われといたし

まして、だん／＼に緩和の法令が出て

参りましたが、その前に、二十三年の

七月になりました、この独占禁止法の

ほか、法律としまして事業者団体法と

いうのができました。これは御承知

のように、独禁法は個々の事業者を

対象といたしておりますが、この事業

者の団体が中心になりまして、いろい

ろ競争の制限ということが行われるの

が東西を通じての実情でございます

した。従いまして事業者団体法により

て、団体によるおもしろくない活動

を規制するということが行われまし

た。これはかなり独占禁止法の厳格な

上に、さらにもう一つ輪をかけたよう

な非常な厳格な規定でございました。

そして事業者団体につきましては、い

ろ／＼やつてはならない禁止行為を非

常に厳格に規定いたしますると同時

に、一種の届出制をしきまして、団体

を監督して参るといふことになつたわ

けでございます。そこでこのきつい法

制をだん／＼ゆるめることが行われま

して、二十四年の六月に御承知の株式

の保有あるいは役員兼任等につきま

して相当の緩和が行われました。ある

いは合併や營業の譲り受けも、認可制

になつておりましたのを事前に届出を

するといふ制度に改まつたのでござい

ます。かなりの緩和がはかられたので

ございます。しかし司令部のございま

す間はその以上の緩和は認めたいという事でありますが、独立回復の直前になりまして、団体法の改正だけはよろしいというようになり、団体法の改正が行われてきてこれが二十七年七月に実現されました、団体法があまりに厳格なところを、大体独占禁止法の線のところまで下げて参つたのが昨年の改正でございました。

そこで日本が独立を回復いたしますと同時に、御承知のように占領時代のいろ／＼な法制を日本人の頭でもう一ぺん考え直すという仕事が始められて参りました。独占禁止法ももちろんその一つに取上げられたわけでございます。しかしこの改正につきましては、すでに従前からいろ／＼考えられておつた線もございますので、突如として起つた問題ではないのでございす。しかしともかく外国の法制をそのまま入れておつたのを、今後独立日本の法制として、しかも永久に存続すべき趣旨の法制として残して参るためには、相当根本的に考え直さなければならぬ点があろうというので、今までのいろ／＼な改正とは違ひまして、今回の改正に對しましてはいろ／＼違つた意味があるわけでございます。しかしこの内容につきましては、今回政府で提案いたしました改正案を御審議いただきます際に御説明を申し上げますので、その内容を十分御検討いただきますたいと考えております。

さてこの独占禁止法を施行いたします機関といたしまして、公正取引委員会というものが設けられたことは先ほども申しましたが、この委員会は、先ほど申しましたような趣旨できわめて特異な性格を持つておりまして、つ

まりこの法律を施行するためには、い
ろ／＼時の政治力の圧迫とか、あるいは財界の圧力とか、そういうようなものからは完全に独立をしまして、この法律に従つて良心的にこれを動かして行くということが絶対に必要なわけでございまして、なるほど一つの行政官庁という形態はとつておりますが、普通の行政官庁とはまづたく使命が違つておるわけでございます。従いましてこの委員会には、この独占禁止法によりまして、い／＼／＼他の官庁には見られない性格が与えられております。先ほど申しました裁判的なことをいたしますような司法的な面もございしますし、あるいは認可あるいはその他の行政的な面もございしますし、さらに若干の立法的な権能すら現行法の独占禁止法には与えられておるわけでございます。こういう仕事をいたします委員会制度がいいかどうかということにつきましては、これは根本的にい／＼問題もあろうかと存じますが、御承知のように委員会制度はどうも日本の実情に即しないというふうなことで、次々と委員会というものがなくなつて参ります。中にはもう少し検討を要すべきものがあつたのではないかと思います。かなり勇敢にこの委員会制度というものが大体なくされつつある中に、公正取引委員会だけは先ほど申しましたような趣旨からいたしまして、やはり一つの独立した官庁として残しておく必要があるかというふうな観点からいたしまして、一応總理府の中に置かれ、總理大臣の所轄に属するということにはなつておりますが、職務上はまづたく独立をするというところで、いわゆる委員会らしい委員

この委員会の仕事の内容につきましてごく簡単に申し上げます。お手元に差上げました業務概要と申し上げますものの順序に従いましてお話し申し上げます。まず最初の行政的権限、これはいろいろ／＼認可をいたしたり、届書を交付付けましたり、あるいは合併、営業譲り受け等を調べるということがこの行政的権限でございます。内容はここに掲げてあります通りでございます。ですが、これは普通の行政官庁のやつておりますものに非常に似ております。しかしこれはやはり結局において後に述べますところの、いわゆる独占禁止法の骨とも申します、いわゆる司法的権限につながつておるのであります。これらの手続によりまして、たとえば届け出ました株式の保有状況を見ますとか、あるいは出て参りました合併の届出を見ますというようなこととは、やがてそれが独占禁止法の根本のところに、独占あるいは取引制限につながつて来るといふような場合に、それをただちに今度は司法的権限の方を發動しまして処理するために、その前提をいたしましてこの行政的権限が与えられていくというふうな点におきまして、普通の行政庁の扱います認可あるいは届出の受理というのとたいへん違つた一面があるわけでございます。この行政的権限を行使いたしますためには、罰則の伴いましたかなり広汎な調査権限も規定してございますし、あるいは他の役所や事業者団体その他のものに対して協力を求める規定もござい見を求める、あるいは進んでは必要

事項を一般に公表いたしましたして天下の輿論を聞くというよりないろ／＼なことが規定されております。この内容の詳しいことは、その五ページ以下に表にいたしましたして掲げてございますので、内容についてはこれをござんたいだきたいと思ひます。最初にあります国際契約、これはみな届出をとることになつております。これは国内の契約と違ひまして、特にこれにつきましては第六条によつて国際契約を届け出てもらうことにいたしてあります。ここいことはおわかりになると思ひます。しかもこの中には外国の技術を導入する点は非常にけつこうなであります。が、たとえば外国の特許を得ます際に日本の業者がいろ／＼な面において拘束を受けるという点があるのでございます。たとえばその技術を受けます以上は、同様な技術を他から受けてはならない、あるいはその製作するものについても、あるいはその技術を用いなくても同種のものをつくる場合には金を払わなければならないというようなきつ条件がついておりますので、この国際契約の届出によりまして、そういう不当な条件、いわば不正競争方法に該当するものがある場合には、こちらで事件として取上げて、その不当な部分の削除を命ずるといふようなことをやつてゐるわけであります。これは後に審査活動のところの現実に取り上げました事件の表を見ていただくと、その中におおびたしい国際契約の件数が載つておりますのは、大抵今申し上げましたような点に抵触したような事件であります。

それから次に六ページに参りました。株式所有の報告、これは主として会社の株式所有でございまして、これは年に二回定期に総資産五百万円以上の会社からとることにいたしております。ここにはただ件数があがつておりまして、内容は出ておりませんが、この株式所有の状況を見て参りますと、どの会社とどの会社とどういふふうなつながりがあるか、あるいは御承知のように企業には系列というふうなものがございますが、それがおのずからわかつて参ります。これがもし非常に固まつて参つていふというふうな状態があつて参りますと、そこにコンツェルン、独占というふうな面が自然に出て来るわけでありまして、こういう点を注意してもらふ趣旨で、この届出報告書をとつてこれを常にわれ／＼の仕事の上の重要な資料といたしておるわけであります。

それから次に七ページに参りました。これは合併、営業譲り受け等の企業間の関係に関する面でございます。これは最初は認可制でありました。認可制をやめまして事前届出制にして、届出があつて後一箇月、場合によつては延ばすこともございますが、この間に公取から別にさがなければならず、その合併の手續を續けてよからうというふうな式の、普通の事前届出式とはちよつと違つた一種のおもしろい形になつておりますが、実質的には認可に非常に近い制度でございます。これは件数をごらんになりますと、二十四年当時から現在まであまりかわつておりませんが、これも内容がだん／＼かわつて参りまして、近來になりましては

かなり大きな会社の合併がだん／＼出て参りますし、御承知のいわゆる旧財閥系の会社、たとえば三井、三菱というようなものの合併がかなり顯著に出て来ておりました、この点もわれ／＼はこれらの動きを見詰めて、ある段階になりますれば、これが先ほど申しました独占その他のおもしろからぬ、独占禁止法上見のがすことのできない状態に進むのではないかと、この点にはかなり注意を払つておる次第でございます。

それから次に八ページ以下に、これは事業者団体法の関係のいろいろな届出に関する統計が掲げてございます。これは先ほど申しましたように、事業者団体が往々にして独禁法違反の中核になつて参りますので、この団体ができました場合の成立の届出、その後の変更の届出、解散の届出をとりまして、その届出を中心にしたしまして、その後の団体の動きというようなものを監視して行くすがにいたしておる次第でございます。

それから九ページに参りまして、中小企業等協同組合の一種の届出の規定がございまして、これは御承知のように中小企業等協同組合法によりまして、いわゆる中小企業協同組合の資格と申しますものは御承知のように三百人、あるいは三十人でありましたか、その従業員というのが一応の線になつておりました、それ以下のものはいわゆる独占禁止法上の小規模事業者という事になつておりますが、しかしそれ以上のものが入つておりました、必ずしもこれはすぐによろしくないという事にはなりませんので、この届出はそれ以上のものが入つております

ものにつぎまして特別に届出をとりまして、たとえば三百人以上のものが入つておりました、その業態あるいはその組合の性質等を見まして、それくらいのもので入つておつてもこれを中小企業協同組合と認める、またそれが入つておるためにどうもそれを中小企業協同組合と取扱うことが不適当であるものにつぎましては、その大きな事業者の脱退を命ずるというような手段を講ずるために、この届出を特にとつておるわけでございます。

それから十ページ。団体法に基きますいろいろな認可のことがございまして、これは昨二十七年に改正を見まして、団体法が大幅に改正をいたしましたために、現在ではこれは全部なくなりましたので、特に御説明いたすことを省略させていただきますと思ひます。

それから十一ページのまん中にあります「中小企業安定法による調整組合」、これは御承知の昨年議員提出ででき上りました特定中小企業の安定に関する臨時措置法という臨時法に基きます、いわゆる調整組合であります、これをこの前提といたしまして、公正取引委員会の同意というところが規定されております結果、組合の設立、あるいは調整規定の設定につきまして、一々こちらへ事件がまわつて来る事になつておりますが、その件数をここに掲げてございます。

それから少し飛びまして、十三ページに参りまして「当委員会の調査活動は次の通りである。これから以下がいわゆる公正取引委員会の調査の問題でございますが、これは公取の使命は、結

局違反がございました場合にはそれを取上げて処理をするというところにあるわけでございますが、その違反を発見いたしましたために、あるいはその処理の方法というようなものに関しましては常に業界の動きというようなものを把握しておく必要が非常にあるのでございます。これは業界全体にわたる見方も必要でございますし、あるいは個々の業界の特殊事情というものを把握しておくという必要もございまして、この調査活動というものはもう絶えずやらなければならぬという点からいたしまして、調査活動にはかなりの重点を置いてあります。これも先ほど申しました通り、いざという場合の審査活動、あとに申しますいわけの準司法的活動の基礎をなすものでございまして、この点につきましては、これは人数も少く、また予算も少いのでございまして、できる限りの努力をいたしたいつもりであります。この調査の内容につきましては、大体総合調査と事業調査とわけておりました、総合調査は、たとえば企業の集中度の調査でございますとか、あるいは少数独占に関する調査でございますとか、これは事業全般についての問題を取扱うのがこの総合調査でございます。その下の事業調査と申しますのは、特殊の事業につきまして、その事業全体あるいはその事業のうちの特殊の部門、あるいは特殊の取引方法というようなものにつぎまして調査を進めるのがこの下の段に書いてございます。この内容は十四ページ以下に二十二年から昨年二十七年までにわたりますものを書いてございます。これは読んでいただければおわかりになる

と思ひますが、実にいろいろな業種にわたつて、かついろいろな業態にわたつておることがおわかりになると存じます。しかもこの調査活動の結果違反というものがだん／＼出て参りますと、今度は次に述べますいわゆる司法的権限の発動に移つて参るわけでございしますが、しかし問題によりましては、この調査活動もそのときにおきまして、たとえば業界の方でどうもこれは独禁法違反になりそうであるというやうなことで、すぐにそれをやめてしまふというやうな点から申しますと、この調査活動によりまして、もうすでに相当独禁法のある面の目的を達するというやうな面もございするし、あるいは多少積極的にこちらから警告を発しまして、もしこういうことが続けられるならば、いよいよ司法的権限を発動してどん／＼調べて、そして事件にして裁判にかけるといふやうなところまで行かなければならぬかもしれぬが、どうだといふふうな警告を発することによりまして、未然にいろいろなことが防止されて来ておるのでございします。この点はことに最近になりました。この点は新聞紙等におきましても、公正取引委員会の警告というところがとき／＼出ておるのを、お気づきでございます。あるいは最近におきまして、製糖業のある動きに対しましてかなりおもしろくないやうな動きが見られましたので、警告を発したというやうな式のことを相当にいたしておるわけであります。

以上がいわゆる行政的な権限とでも申すものであります。次に司法的権限、公正取引委員会の

一番大事な仕事でございます司法的権限は、要するに違反を調べまして、そしてこれを適當と思ひます場合には、いわゆる裁判に移しまして、ちやうど裁判に似たやうな手続を経まして、審決によつてその違法な活動を是正して参る、これがこの司法的権限の内容でございます。こういうやうな権限をこゝういふ委員会で扱うことがいかうかという事は、たとえばアメリカ等におきましていろいろ問題がございまして、アメリカのごときは、この点が二本建になつておりました、ちやうど公正取引委員会と同じやうな役所がございします。これが違反をみずから取上げ、審判をし、そして判決のごときをいたすという一つのやり方と、もう一つは、日本の法務省に相当しますものが事件として取上げて、これを裁判所に持ち出して、裁判所でいろいろな処置をするという二本建のやり方になつております。しかしこの法律をつくりました際には、その点はいろいろ／＼考へまして、公正取引委員会一本という事にまとめたわけでございします。但しこの公正取引委員会の決定いたしましたことに對しましては、特に高等裁判所に不服の申立てができ、さらにその上に最高裁判所に救済を仰ぐというやうに、裁判所の方にその救済の道がつかつておるというやうなことが、非常な一つの特徴になつております。いわば檢察的な仕事と、第一審裁判所的な仕事と両方をやつておるわけでございます。この檢察的な仕事は、審査官という特殊の職員が検事に相当しますやうな仕事をいたしまして、かなり広汎な調査権が法律によつて与えられております。いよいよこれ

を審判にかけねばならぬと存すれば、ちよ
うと検事の起訴に相当します。審判開
始決定といふことを委員会自体がいた
すのでございませう。審判開始決定があ
りました後の手続は、非常に民主的に
できておりまして、取上げられたその
業者の言ひ分は十分に聞くということ
で、いわゆる口頭弁論主義をとりまし
て、検事に相当する審査官が立会いま
して、そこで裁判をいたし、その結果
審決の形によりましていろいろな処置
をするというふうなことになるわけで
あります。なおこの公正取引委員会に
は検察官を中に入れなければならぬこ
とになっております。この趣旨は、結
局犯罪の告発、独禁法違反の刑罰につ
きましては、公正取引委員会の告発が
なければ検察官も取上げられない、ち
やうど労働委員会と似たようなことにな
つております。関係から、検察官が入
つており、あるいは検察官関係との密
接な連絡をはかる規定がいろいろ書いて
ございませう。それらの詳しいことに
つきましては、この書類についてごら
ん願いたいと思ひます。

なおこの委員会ができてから今日
まで取上げましたいろいろな事件につ
きましては、別にお配りいたしましたし
た勧告、審判開始決定事件一覧表とい
うものがございませうから、これによつ
てごらん願ひたいと思ひます。

なお特殊のものにつきましては、お
尋ねがございませうれば、さらに詳しく
内容を申し上げることにいたします。
後の説明は、独禁法の提案理由が済み
ましてから申し上げます。

○佐伯委員長 ただいま緒方國務大臣
が御出席になりましたので、私の独占

の禁止及び公正取引の確保に関する法
律の一部を改正する法律案の提案理由
の説明を求めます。緒方國務大臣。

私の独占の禁止及び公正取引の確
保に関する法律の一部を改正する
法律案

私の独占の禁止及び公正取引の確
保に関する法律の一部を改正す
る法律

私の独占の禁止及び公正取引の確
保に関する法律（昭和二十二年法律
第五十四号）の一部を次のように改
正する。

「不公平な競争方法」を「不公平な
取引方法」に改める。

目次中「第三章 不当な事業能力
の増進」を「第三章 事業者団体」に
改める。

第二条第一項中「事業を営む者
をいう」を「事業を行う者をいう。事
業者の利益のためにする行為を行う
役員、従業員、代理人その他の者
は、次項又は第三章の規定の適用に
ついては、これを事業者とみなす。」
に改め、同条第六項を次のように改
める。

この法律において不公平な取引
方法とは、左の各号の一に該当す
る行為であつて、公正な競争を阻
害するおそれがあるもののうち、
公正取引委員会が指定するものを
いう。

一 不当に他の事業者を差別的に
取り扱うこと。
二 不当な対価をもつて取引する
こと。
三 不当に競争者の顧客を自己と
取引するように誘引し、又は強

制すること。

四 相手方の事業活動を不当に拘
束する条件をもつて取引するこ
と。

五 自己の取引上の地位を不当に
利用して相手方と取引するこ
と。

六 自己又は自己が株主若しくは
役員である会社と国内において
競争関係にある他の事業者とそ
の取引の相手方との取引を不当
に妨害し、又は当該事業者が会
社である場合において、その会
社の株主若しくは役員をその会
社の不利益となる行為をするよ
うに、不当に誘引し、そのほか
し、若しくは強制すること。

第二条第五項を削り、同条第四項
中「他の事業者と共同して」の下に
「対価を決定し、維持し、若しくは
引き上げ、又は数量、技術、製品、
設備若しくは取引の相手方を制限す
る等」を加え、同条第二項中「国内
における」を削り、同条第一項の次
に次の二項を加える。

この法律において事業者団体と
は、事業者としての共通の利益を
増進することを主たる目的とする
二以上の事業者の結合体又はその
連合体をいい、左に掲げる形態の
ものを含む。但し、二以上の事業
者の結合体又はその連合体であつ
て、資本又は構成事業者の出資を
有し、営利を目的として商業、工
業、金融業その他の事業を営むこ
とを主たる目的とし、且つ、現に
その事業を営んでいるものを含ま
ないものとする。

一 二以上の事業者が社員（社員

に準ずるものを含む。）である社
団法人その他の団体

二 二以上の事業者が理事又は管
理人の任免、業務の執行又はそ
の存立を支配している財団法人
その他の財団

三 二以上の事業者を組合員とす
る組合又は契約による二以上の
事業者の結合体

この法律において役員とは、理
事、取締役、業務を執行する無限
責任社員、監事若しくは監査役若
しくはこれらに準ずる者、支配人
又は本店若しくは支店の営業の主
任者をいう。

第四条及び第五条を次のように改
める。

第四条及び第五条 削除

第六条中第一項及び第二項を次の
ように改め、第三項を削る。

事業者は、不当な取引制限又は
不公平な取引方法に該当する事項
を内容とする国際的協定又は国際
的契約をしてはならない。

事業者は、国際的協定又は国際
的契約をしたときは、公正取引委
員会規則の定めるところにより、
当該協定又は契約の成立の日から
三十日以内に、当該協定又は契約
の写（口頭の協定又は契約である
場合には、その内容を説明する文
書）を添附して、その旨を公正取
引委員会に届け出なければならな
い。

第七条中、「第四条第一項、第五
条」を削り、「第三項」を「第二項」に
改める。

第三章 事業者団体

第八条 事業者団体は、左の各号の
一に該当する行為をしてはならな
い。

一 一定の取引分野における競争
を実質的に制限すること。
二 第六条第一項に規定する国際
的協定又は国際的契約をするこ
と。

三 一定の事業分野における現在
又は将来の事業者の数を制限す
ること。
四 構成事業者（事業者団体の構
成員である事業者をいう。以下
同じ。）の機能又は活動を不当に
制限すること。

五 事業者に不公平な取引方法に
該当する行為をさせるようにす
ること。

事業者団体は、公正取引委員会
規則の定めるところにより、その
成立の日から三十日以内に、その
旨を公正取引委員会に届け出なけ
ればならない。

事業者団体は、前項の規定によ
る届出に係る事項に変更を生じた
ときは、公正取引委員会規則の定
めるところにより、その変更の日
の属する事業年度終了の日から二
箇月以内に、その旨を公正取引
委員会に届け出なければならな
い。

事業者団体が解散したときは、
公正取引委員会規則の定めるとこ
ろにより、その解散の日から三十
日以内に、その旨を公正取引委員
会に届け出なければならぬ。

第八条の二 前条の規定に違反する
行為があるときは、公正取引委員
会は、第八章第二節に規定する手

続に従い、事業者団体に対し、届出を命じ、又は当該行為の差止、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることが出来る。

公正取引委員会は、事業者団体に対し、前項に掲げる措置を命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、当該団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者（構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行うものである場合には、その事業者を含む。）に対し、同項の措置を確保するために必要な措置を命ずることが出来る。

第九条第二項中「外国会社を含む。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

前二項において持株会社とは、株式（社員の持分を含む。以下同じ。）を所有することにより、国内の会社の事業活動を支配することとを主たる事業とする会社をいう。

第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条 会社は、国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不公正な取引方法により国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

金融業（銀行業、相互銀行業、信託業、保険業、無尽業又は証券

業をいう。以下同じ。）以外の事業を営む国内の会社であつて、その総資産（最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。）が一億円をこえるもの又は金融業以外の事業を営む外国会社は、国内の会社の株式を所有する場合（株式の有価証券信託において自己を受益者とし、自己が議決権を行使する場合を含む。）には、公正取引委員会規則の定めるところにより、毎事業年度終了の日現在においてその所有し、又は信託をしてる株式に関する報告書を二箇月以内に公正取引委員会に提出しなければならない。

第十一条 金融業を営む会社は、国内の株式をその発行済の株式の総数の百分の十をこえて所有することとなる場合には、その株式を取得し、又は所有してはならない。但し、公正取引委員会規則の定めるところによりあらかじめ公正取引委員会からの認可を受けた場合及び左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 担保権の行使又は代物弁済の受領により株式を取得し、又は所有する場合
二 証券業を営む会社が業務として株式を取得し、又は所有する場合
三 委託者を受託者とする有価証券信託の引受によつて株式を取得し、又は所有する場合。但し、委託者が議決権を行使する場合に限る。

前項第一号又は第二号の場合に

において、国内の会社の株式をその発行済の株式の総数の百分の十をこえて所有することとなつた日から一年をこえて当該株式を所有しようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合における公正取引委員会の認可は、金融業を営む会社が当該株式をすみやかに処分することを条件としなければならない。

公正取引委員会は、前二項の認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条 会社の役員又は従業員（継続して会社の業務に従事する者であつて、役員以外の者をいう。以下本条において同じ。）は、国内の会社の役員の地位を兼ねることにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該役員の地位を兼ねてはならない。

会社は、不公正な取引方法により、自己と国内において競争関係にある国内の会社に対し、自己の役員がその会社の役員若しくは従業員の地位を兼ね、又は自己の従業員がその会社の役員の地位を兼ねることを認めるべきことを強制してはならない。

うち、いずれか一の会社の総資産が一億円をこえるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その役員の地位を兼ねることとなつた日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

第十四条 会社以外の者は、国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不公正な取引方法により国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

会社以外の者は、国内において相互に競争関係にある二以上の国内の会社の株式をそれぞれその発行済の株式の総数の百分の十をこえて所有することとなるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その所有することとなつた日から三十日以内に、これらの株式に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。

第十五条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第三項但書中「公正取引委員会が、当該合併が第一項各号の一に該当する疑がある」と認める場合には、「公正取引委員会は、その必要がある」と認める場合には、当該期間を短縮し、又は「は」に改め、同条第四項中「同項但書の規定により」の下に「短縮され、若しくは」を加え、同条第五項削る。

下本条において同じ。）を削る。

第十七条の二第一項中「第十条第一項、第二項若しくは第四項、第十一条第一項若しくは第二項」を「第十条、第十一条第一項」に改め、「公正取引委員会は、」の下に「第八章第二節に規定する手続に従い、」を加え、「若しくは社債」を削り、同条第二項中「第十四条第一項、第二項若しくは第三項」を「第十四条」に改め、「公正取引委員会は、」の下に「第八章第二節に規定する手続に従い、」を「報告書の提出」の下に「若しくは届出」を加え、同条第三項を削る。

第十八条中「第五条若しくは」を削る。

第二十二條第一項中「事業者」の下に「又は事業者団体」を加える。

第六章中第二十四条の次に次の三条を加える。

第二十四条の二 この法律の規定は、公正取引委員会の指定する商品であつて、その品質が一様であることを容易に識別することができるものを生産し、又は販売する事業者が、当該商品の販売の相手方たる事業者とその商品の再販売価格（その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する当該商品を買受けて販売する事業者がその商品を販売する価格をいう。以下同じ。）を決定し、これを維持するためにする正当な行為については、これを適用しない。

但し、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及びその商品を販売する事業者がする行為にあつてはその商品を生

産する事業者の意に反してする場合、この限りでない。

公正取引委員会は、左の各号に該当する場合でなければ、前項の規定による指定をしてはならない。

一 当該商品が一般消費者により日常使用されるものであること。

二 当該商品について自由な競争が行われていること。

第一項の規定による指定は、告示によつてこれを行う。

著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者とその物の再販売価格を決定し、これを維持するためにする正当な行為についても、第一項と同様とする。

第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、左に掲げる法律の規定に基いて設立された団体を含まないものとする。但し、第八号に掲げる法律の規定に基いて設立された団体にあつては、事業協同組合又は協同組合連合会が当該事業協同組合又は協同組合連合会を直接又は間接に構成する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は第四項に規定する物を買ひ受ける場合に限る。

- 一 国家公務員法
- 二 農業協同組合法
- 三 国家公務員共済組合法（日本専売公社法第五十一条第一項、日本国有鉄道法第五十七条第一項及び日本電信電話公社法第八

十 条第一項において準用する場合を含む。）

四 消費生活協同組合法

五 水産業協同組合法

六 公共企業体等労働関係法

七 労働組合法

八 中小企業等協同組合法

九 地方公務員法

十 森林法

十一 地方公営企業労働関係法

第一項に規定する事業者は、同項に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約をしたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その契約の成立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならぬ。但し、公正取引委員会規則の定める場合は、この限りでない。

第二十四条の三 この法律の規定は、特定の商品の需給が著しく均衡を失したため左の各号に該当する事態が生じた場合において、その商品を生産する事業者又はその事業者を構成員とする事業者団体（以下「生産者等」という。）が、次項又は第三項の認可を受けて共同行為（事業者団体がその構成員に共同行為をさせる行為を含む。以下同じ。）については、これを適用しない。但し、不正な取引方法を用いるとき、若しくは事業者が不正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき、又は第七項の規定による公示があつた後一箇月を経過したとき（第六項の請求に応じ、当該事業に係る主務大臣（以下「主務大臣」とい

う。）が、第五項の規定による処分をした場合を除く。）は、この限りでない。

一 当該商品の価格がその平均生産費を下り、且つ、当該事業者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあること。

二 企業の合理化によつては、前号に掲げる事態を克服することが困難であること。

生産業者等は、前項に規定する場合において、同項に規定する事態を克服するため、生産数量、販売数量又は設備の制限に係る共同行為（設備の更新又は改良を妨げるものを除く。）をしようとするときは、主務大臣の認可を受けることができる。

生産業者等は、第一項に規定する場合であつて、技術的理由により当該事業に係る商品の生産数量を制限することが著しく困難である場合において、対価の決定に係る共同行為をしようとするときは、主務大臣の認可を受けることができる。前項の認可を受けて共同行為をした後において、同項に規定する共同行為のみをもつてしては第一項に規定する事態を克服することが著しく困難である場合において、前項に規定する共同行為とともに対価の決定に係る共同行為をしようとするときも、同様とする。

主務大臣は、前二項の認可をしようとするときは、申請に係る共同行為が前二項に規定する要件に適合し、且つ、その共同行為が左

の各号に該当している旨の公正取引委員会認定を得なければならぬ。次項の規定による処分をしようとするときも、同様とする。

一 第一項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえていないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退すること

を不当に制限しないこと。

主務大臣は、第二項又は第三項の認可をした後において、当該共同行為が左の各号の一に該当するに至つたと認めるときは、その行為をして生産業者等に対し、これを変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消すことができる。

一 第二項又は第三項に規定する要件を欠くこと。

二 その内容が前項各号に該当するものでないこと。

公正取引委員会は、前項の規定による処分をする必要があると認めるときは、主務大臣に対し、当該処分をすべきことを請求することができる。

公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

主務大臣は、第五項の規定による処分をしたとき、又は前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

第二項又は第三項の認可に対し不服がある利害関係人は、認可があつた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、公正取引委員会に不服の申立をすることができる。

公正取引委員会は、前項の不服の申立があつたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、公開による職聞を行つて決定をし、当該主務大臣及び申立人に文書をもつて通知しなければならない。

主務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その決定に従ひ必要な措置をとらなければならない。

主務大臣は、第二項若しくは第三項の認可又は第五項の規定による処分をするため必要があるときは、当該認可若しくは処分に係る事業者若しくは関連事業者又はこれらの団体から報告を徴することができる。

第二十四条の四 この法律の規定は、技術の向上、品質の改善、原価の引下、能率の増進その他企業の合理化を遂行するため特に必要がある場合において、生産業者等が次項の認可を受けて共同行為については、これを適用しない。

生産業者等は、前項に規定する場合において、技術若しくは生産品種の制限、原材料若しくは製品の保管若しくは運送の施設の利用又は副産物、くず若しくは廃物の利用若しくは購入に係る共同行為をしようとするときは、主務大臣の認可を受けることができる。

主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、申請に係る共同行為が前項に規定する要件に適合し、且つ、その共同行為が左の各号に該当している旨の公正取引委員会の認定を得なければならぬ。

次項において準用する前条第五項の規定による処分をしようとするときも、同様とする。

一 需要者の利益を害するおそれがないこと。

二 一般消費者及び関連事業者（需要者たる者を除く。）の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退することをおとりに制限しないこと。

五 共同行為に参加している者相互間において生産品種の制限の内容が異なる場合においては、特定の品種の生産を不当に特定の事業者に集中するものでないこと。

前条第一項但書及び同条第五項から第十三項までの規定は、第二項の共同行為について、これを準用する。

第三十五条の四第二号中「不正競争方法」を「不正な取引方法」

に改め、同条第三号を次のように改める。

三 認可、認定、同意、協議及び処分の請求並びに届出、報告及び通知の受理に関すること。

第四十六条第一項第三号中「所有者」を「所持者」に改め、同条第二項中「命令を以て定める公正取引委員会の職員をして、」を「命令をもつて定めるところにより、公正取引委員会の職員を審査官に指定し、」に改める。

第四十八条第一項を次のように改める。

公正取引委員会は、第三條、第六條第一項若しくは第二項、第八條、第九條第一項若しくは第二項、第十條、第十一條第一項、第十三條、第十四條、第十五條第一項（第十六條において準用する場合を含む。）、第十七條又は第十九條の規定に違反する行為があると認める場合には、当該違反行為をしていゝるものに対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

第四十八條第二項中「勧告があつたときは、事業者」を「勧告を受けたもの」に改め、同条第三項中「事業者」を「第一項の規定による勧告を受けたもの」に、「勧告」を「当該勧告」に改める。

第四十九條中第二項を削る。

第五十條を次のように改める。

第五十條 審判開始決定は、文書によつてこれを行い、審判開始決定書には、事件の要旨を記載し、且つ、委員長及び決定の議決に参加した委員がこれに署名押印しなけ

ればならない。

審判手続は、審判開始決定書の謄本を第四十八條第一項に規定する当該違反行為をしていゝるもの（以下「被審人」といふ。）に送達することにより、これを開始する。

被審人には、審判の期日に出頭すべき旨を命じなければならぬ。

審判の期日は、審判開始決定書の謄本を送達した日から三十日後に、これを定めなければならない。但し、被審人の同意を得たときは、この限りでない。

第五十一條中「事業者」を「被審人」に改め、「審判開始決定書」の下に「の謄本」を加える。

第五十一條の二の次に次の一條を加える。

第五十一條の三 第四十六條第二項の規定により指定された審査官は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができ

第五十二條第一項中「事業者」を「被審人」に、「第八條第一項」を「第八條の二」に改め、同条第二項中「事業者」を「被審人」に、「その他」を「又は公正取引委員会の承認を得た」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第五十二條の二 公正取引委員会は、被審人又は前条第二項の代理人が、正当な理由がなくて、審判の期日に出頭しないときにおいて、審判を行うことができる。

第五十三條の二第二項中「公正取引委員会」の下に「又は審判官」を

加え、同条第二項中「公正取引委員会」の下に「又は審判官」を加え、「事業者」を「被審人」に改める。

第五十三條の三中「事業者」を「被審人」に改め、「又は不当な事業能力の較差」を削る。

第五十四條を次のように改める。

第五十四條 公正取引委員会は、審判手続を経た後、第三條、第六條第一項若しくは第二項、第八條、第九條第一項若しくは第二項、第十條、第十一條第一項、第十三條、第十四條、第十五條第一項（第十六條において準用する場合を含む。）、第十七條又は第十九條の規定に違反する行為があると認める場合には、審決をもつて、被審人に対し、第七條、第八條の二、第十七條の二又は第二十條に規定する措置を命じなければならない。

公正取引委員会は、審判手続を経た後、審判開始決定の時までに前項に規定する行為がなかつたと認める場合及び審判開始決定の時までに同項に規定する行為があり、且つ、既に当該行為がなくなつていゝると認める場合には、審決をもつて、その旨を明らかにしなければならない。

第五十八條、第五十九條及び第六十三條中「事業者」を「被審人」に改める。

第六十二條第一項中「第五十四條」を「第五十四條第一項」に、「事業者」を「被審人」に改める。

第六十四條中「第五十四條」を「第五十四條第一項」に改める。

第六十五條中「第十一條第五項」

を「第十一條第二項又は第二項」に改める。

第六十六條第二項中「審決の基礎となつた事実が消滅し、若しくは変更した場合には、」及び「審判手続を経て、」を削り、同項に次の但書を加える。

但し、被審人の利益を害することとなる場合はこの限りでない。

第六十七條第一項を次のように改める。

裁所判は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立により、第三條、第六條第二項、第八條第一項、第九條第一項若しくは第二項、第十條第一項、第十一條第一項、第十三條第一項若しくは第二項、第十四條第一項、第十五條第一項（第十六條において準用する場合を含む。）、第十七條又は第十九條の規定に違反する疑のある行為をしていゝるものに対し、当該行為、議決権の行使若しくは会社の役員業務の執行を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。

第六十八條第一項を次のように改める。

前条第一項の規定による裁判については、裁判所の定める保証金又は有価証券を供託して、その執行を免れることができる。

第六十九條の次に次の一條を加える。

第六十九條の二 書類の送達については、民事訴訟法第六十二條、第六十六條、第六十七條及び第六十七條七の七の規定を準用する。

この場合において、「執行吏」とあるのは「公正取引委員会の職員」と、「裁判所」とあるのは「公正取引委員会」と読み替えるものとする。

第七十一条及び第七十二条を次のように改める。

第七十一条 公正取引委員会は、特定の事業分野における特定の取引方法を第二十七条の規定により指定しようとするときは、当該特定の取引方法を用いる事業者と同種の事業を営む事業者の意見を聞き、且つ、公聴会を開いて一般の意見を求め、これらの意見を十分に考慮した上で、これをしなければならない。

第七十二条 第二十七条の規定による指定は、告示によつてこれを行う。

第七十五条中「又は同条第二項」を「若しくは第二項又は第五十一条の二」に改める。

第八十九条第一項を次のように改める。

左の各号の一に該当するものはこれを三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者

二 第八条第一項第一号の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したものの第九十条中「該当する者」を「該当するもの」に改め、第一号及び第二号を次のように改める。

一 第六条第一項又は第八条第一項第二号の規定に違反して不当

な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしたもの

二 第八条第一項第三号又は第四号の規定に違反したものの第九十条中第三号を削り、第四号中「第五十四条」を「第五十四條第一項」、「に従わない者」を「従わないもの」に改め、同号を第三号とする。

第九十一条第二号中「又は同条第二項」及び「又は社債」を削り、同条第三号中「若しくは同条第二項」を削り、「同条第五項」を「同条第二項」に改め、同条第四号中「第十三条」の下に「第一項」を加え、同条第五号中「又は同条第三項」及び「又は社債」を削る。

第九十一条の二を次のように改める。

第九十一条の二 左の各号の一に該当するものは、これを二十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をして届出書を提出した者

二 第八条第二項から第四項までの規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をして届出書を提出したもの

三 第十条第二項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第十三条第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

五 第十四条第二項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚

偽の記載をした報告書を提出した者

六 第十五条第二項（第十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

七 第十五条第三項の規定に違反して合併による設立又は変更の登記をした者

八 第十六条において準用する第十五条第三項の規定に違反して第十六条各号の一に該当する行為をした者

九 第二十四条の二第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

第九十四条中「又は同条第二項」を「若しくは第二項又は第五十一条の二」に改める。

第九十四条の二を次のように改める。

第九十四条の二 左の各号の一に該当するものは、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の三第十三項（第二十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたもの

二 第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出したもの

三 第四十六条第一項第一号若しくは第二項又は第五十一条の二の規定による事件関係人又は参

考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

四 第四十六条第一項第二号若しくは第二項又は第五十一条の二の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

五 第四十六条第一項第三号若しくは第二項又は第五十一条の二の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

六 第五十三条の二において準用する刑事訴訟法第五十四条又は第六百六十六条の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

第九十五条第二項中「第九十一条の二第一号若しくは第三号」を「第九十一条の二第一号、第二号若しくは第五号」に改める。

第九十五条の次に次の二条を加える。

第九十五条の二 第八十九条第一項第二号又は第九十条第一号若しくは第二号の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者（構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行うものである場合には、その事業者を含む。）に対して、それぞれ各本条の罰金を科する。

前項の規定は、同項に掲げる事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者が法人その他の団体である場合においては、当該団体の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。

第九十五条の三 裁判所は、十分な理由があると認めるときは、第八十九条第一項第二号又は第九十条に規定する刑の言渡と同時に、事業者団体の解散を宣告することができる。

前項の規定により解散が宣告された場合には、他の法令の規定又は定款その他の定めにかかわらず、事業者団体は、その宣告により解散する。

第九十六条第三項中「その告発に係る犯罪について、」の下に「前条第一項又は」を加える。

第九十七条中「第五十四条」を「第五十四条第一項」に、「違反した者」を「違反したものに」改める。

第九十八条中「違反した者」を「違反したものに」改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）は、廃止する。

3 この法律の施行前に生じた事項については、改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）及び旧事業者団体法の規定を適用する。

4 この法律の施行の際、公正取引委員会の審決が確定していない事

項については、旧法の規定による不正の競争方法であつて、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）の規定による不正の取引方法であるものに関する事項を除き、前項の規定にかかわらず、新法を適用する。但し、既に付した手続の効力を妨げない。

5 この法律の施行に際し、公正取引委員会が、旧法第七十二条第一項の規定により告示した不正の競争方法について新法第二條第七項の規定による指定をしようとするときは、新法第七十一条の規定は、適用しない。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事業者」の下に「又は事業者団体」を加え、「法律（昭和二十年勅令第五百四十二号を含む。以下同じ。）」を「法令」に、「その法律」を「その法令」に改め、但書を削り第一号から第八号までを次のように改め、第九号及び第十号を削る。

一 地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第二十五条第一項（軌道法（大正十年法律第七十六号）第二十六条において准用する場合を含む。）

二 陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）第二條第三

一項第六号及び第七号並びにこれらの規定に係る同条第二項
三 食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）
四 損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）
五 漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第四章
六 電気及びガスに関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三十四十一号）の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第四十四条第四十五号、第五十四号及び第五十五号
七 公衆電気通信法（昭和二十八年法律第 号）第十二條第一項
八 旧ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基づく命令であつて、現に法律としての効力を有するもの
第二条但書を削り、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

第二条 私的独占禁止法第八條の規定は、左に掲げる団体に対してはこれを適用しない。

一 私的独占禁止法第二十四条各号に掲げる要件を備え、且つ、左に掲げる法律の規定に基づいて設立された協同組合その他の団体

イ 貸家組合法（昭和十六年法律第四十七号）
ロ 水産業協同組合法（昭和二十

十三年法律第二百四十二号）
ハ 中小企業協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）
ニ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）
二 左に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体
イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
ロ 農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）
ハ 国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）
ニ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）
ホ 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）
ヘ 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）
ト 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）
チ 損害保険料率算出団体に関する法律
リ 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二号）
ヌ 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）
ル 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）
ヲ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）
ワ 漁船損害補償法
カ 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）
ヨ 塩業組合法（昭和二十八年法律第 号）
タ 信用保証協会法（昭和二十八年法律第 号）

レ 開拓融資保証法（昭和二十八年法律第 号）
三 左に掲げる団体。但し、それぞれの団体に固有な業務を遂行するに必要な範囲に限る。
イ 手形法（昭和七年法律第二十号）及び小切手法（昭和八年法律第五十七号）の規定により指定されている手形交換所
ロ 閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第一条の規定に基づいて指定された団体
ハ 証券取引法の規定に基づいて設立された証券取引所に所属する決済機関
ニ たばこ専売法（昭和二十四年法律第一百一十一号）第二十五条第一項の規定により届け出たたばこ耕作者の団体及びその連合体
四 従業員の数が二十人をこえない事業者である個人が相互扶助を目的として設立した団体であつて、構成事業者の数が十九人をこえないもの
8 保険業法（昭和十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条ノ二を次のように改める。

第十二条ノ二 削除
第十二条ノ三中「及事業者団体法」を削り、同条但書中「不正ナル競争方法」を「不正ナル取引方法」に改める。

第四百四十四条ノ二を削る。
第四百四十九条中「又ハ第四百四十四条ノ二」を削る。

9 蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条ノ二 農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ヨリ購買受ケントスル者（以下購買受ケ者ト称ス）ガ農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ヨリ購買受ケタル場合ニ於テ當該申込ニ係ル団体協約又ハ売買契約ニ付行フ購買ニ関スル協定、契約又ハ共同行為（以下協定等ト称ス）左ノ各号ノ要件ヲ具備スルトキハ私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定ハ之ヲ適用セズ但シ不正ナル取引方法ヲ用フルトキ又ハ不当ニ購買ヲ引下グルトキ又ハ不当ニ購買ヲ引下グルコトナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 其ノ内容不当ニ差別的ニ非ザルコト
二 其ノ協定等に参加又ハ其ノ協定等ヨリ脱退スルコトヲ不当ニ制限セザルコト
購買受ケ者ハ前項ノ協定等ヲ為サントスルトキハ予メ其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ツベシ之ヲ変更セントスルトキ亦同ジ
購買受ケ者ハ第一項ノ協定等ヲ為シタルトキハ省令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ニ届出ツベシ之ヲ変更シタルトキ亦同ジ
第四百八条中第二号を第三号とし第一号を第二号とし、同条に第一号

だいた方がいいたいではありませんか。
○佐伯委員長　それでは中村さんの御発言の通り、理事会において決定することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐伯委員長　それではそのように決定いたします。

続いて公正取引委員会委員長より補足説明を求められておりますので、これを許します。横田政府委員。

○横田政府委員　ただいまの副総理の理由説明を補足したいと存じます。

本改正法律案による改正点のおもな第一点は、現行の特定の共同行為の形式的な禁止を、当該行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合にとどめるように緩和いたしました。さらに、不況に対処するため、または合理化の遂行上特に必要である場合における特定の共同行為を、かなりきびしい条件付で認めたことでもあります。

独占禁止法の法益といたしますところ、要するに自由競争秩序を確保することであり、従つて、この自由競争秩序を侵害するか、またはその蓋然性の高いものが、独占禁止法上違法とせらるべきものでありまして、これらの程度に達しない行為は、たゞそれが事業者の共同行為であるにしても独占禁止法上違法とすべき積極的な理由は存在しないものと考へます。ところが現行法におきましては、第四条においてかなりきびしい規定になつておりまして、これを競争に対する影響が微少なものを以外は、すべて画一的に禁止しておるのであります。従つて、ある取引分野においてなお有効な競争が活発

に行われておるにもかかわらず、ある共同行為を形式上は違法としなければならぬという、社会通念上いささか不都合な事態が生ずることとなるのであります。よつてこの際、共同行為に對する形式的な禁止をやめまして、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならない限り、これを認めることとしたのであります。

また戦後の日本経済が幾多の脆弱性を持つており、わが国産業が不況もしくは恐慌に對する抵抗力が十分であるとはいえず、不況が深刻化した場合においては、わが国産業が重大な危機にさらされることも予想されるのであります。このときにおいて、この事態の救済を単に独占禁止法の生命といたします自由競争による自動調節作用にだけ求めることは、場合によつては産業界における破壊的競争を招来し、その結果、日本経済に回復することのできない損害を及ぼす危険性があると思へます。

従つて、事業者が共同して過剰生産による需給の不均衡を調節し、または市価の安定をはかるなど、この不況に對処すべき必要最小限度の方途を講ずることは必要やむを得ないものと存じます。

また規格の統一、製品の標準化、生産品種の専門化、廃物、副産物の共同利用などのように、むしろ生産費の引下げ、技術の向上、能率の増進等、企業の合理化をもたらすような特定の共同行為は、単に当該事業者の利益をもたらすばかりでなく、わが国産業の進歩発達に裨益する場合もあると思ふのであります。

政府は、以上述べました二つの場合

における事業者の特定の共同行為を現行独占禁止法の規定によつて、画一的に禁止することの適当でないことを認めますとともに、事業者の共同行為がその性質上自由競争の長所をややともすれば没却し、往々にして関連事業者もしくは消費者等に、いたゞらなる不利益を与える危険のあることを考慮いたしまして、共同行為を原則的に認めその弊害のみ規制するという方式、たとへば単なる届出制を採用し、不当と認められるものを事後に取締るというような方式によることは妥當でないと考えまして、特定の共同行為について、一定の要件と認可制のもとにこれを例外的に認容することにいたしました次第であります。

次に本改正案のおもな第二点といたしましては、現行法第四章関係の規定を緩和したことでもあります。

わが国経済の脆弱性の一つとして企業が乱立し、かつその資本構成が不健全であり、その結果単位企業の経済力が国際的視野において、相対的に弱いことは周知の通りであります。そのため企業間の整理統合による合理的な再建、証券消化の促進による資本の蓄積が強く要望されているのであります。この点につきましては、先ほど申し上げましたように、昭和二十四年の本法の改正によつて若干の解決を見たのであります。が、なお、現行法の株式保有役員兼任等について厳格に過ぎ、もしくは不当に画一的な制限があることが認められますので、これを是正し、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか、または不公正な取引方法を用いる場合のほか、原則的に自由に株式を保有し、役員を兼任

し得ることとするのが當を得たものと考えた次第であります。

次に本改正案のおもな第三点は、現行法の「不公正な競争方法」を「不公正な取引方法」という言葉に改めまして、その内容を整備したことであり、格、品質及びサービスの三面を中心として、事業者の創意と責任と計算によつて行われるべきものと思ふのであります。が、競争が激甚になるとともに、たとえば特定の事業者を市場から排除するための不当な取引拒絶ポイコット、ダンピングと称せられる不当な販売による競争者の駆逐、他の事業者に對する不当な差別扱い、競争者の取引相手の強制奪取、取引上の優越した地位を乱用する一方的な取引条件の強制または不当な手段による競争会社の乗取りのような不公正かつ不健全な取引方法が現れて、これが公正な競争秩序を侵害することとなることは、戦前の日本経済の実情に照し、また戦後の実情をこらんといたしてもなおわかりになることと存するのであります。従つて、これら不当な競争手段を抑制する必要があるものでありまして、現行法におきましても不公正競争方法として所要の規定が置かれておりましたが、最近における競争の激化に伴い、この種の規定のより一層の整備が強く要望されておりますので、この際現行規定を整備することとしたのであります。

本改正案のおもな第四点といたしましては、現行事業者団体法を廃止し、その必要な規定はこれを本法中に収容したことでもあります。

わが国の事業者団体法は、独占もしくは不当な取引制限がしばしば事業者団体を中心として行われるという過去の事例に徴しまして、個々の事業者の行為を規制する独占禁止法に對して事業者団体の行為を規制するために生れた補完法規でありました。しかし昨年八月の改正により、本法の法益は独占禁止法の法益とほぼ同一となつており、これを単行法として存続せしめる積極的な理由は存しなくなりましたので、この際団体法の規定でなお必要なものは独占禁止法中に収容し、団体法はこれを廃止することにいたしました次第であります。

また第五点といたしましては、從來不當販売、おとり販売等の不当な競争が主として小売面で行われており、これがため小売商の利益を侵害し、ひいては一般消費者にも悪い影響を及ぼしている実情にかんがみまして、一定の日用商品、書籍等に限り、再販売価格維持契約、言いかえすれば定価拘束制度を独占禁止法上違法なものとしたのであります。

以上申し述べましたことは今次改正法律案のおもな点であります。このほか私的統制団体の禁止に關する独占禁止法の第五條の規定、事業能力の較差に關する第八條の規定を削ることといたしました。これはいろいろ重要な意味もございしますが、しかし他の規定により取締りの実をあげることでできると認めた結果であります。その他以上の改正点に伴ひまして、手続規定、罰則規定、に所要の改正を加へるとともに、附則として、獨禁法の改正または事業者団体法の廃止に伴う経過措置、適用除外規定の整理をいたした次第であります。

以上が本改正法律案提案の理由及び

要旨であります。改正法の詳細につきましては、いずれ条文につきましても詳細に御説明いたしたいと思ひます。

○佐伯委員長 以上で説明は終りました。本案に対する質疑は次会よりこれを行うことといたします。

○佐伯委員長 引き続きまして、先ほどの公正取引委員会の業務の状況を聴取いたします。横田政府委員。

○横田政府委員 先ほど公正取引委員会の仕事といたして行政的な面及び司法的な面のお話を一応いたしました。最後に第三番目の機能といたしまして、いわば立法的機能というものが若干ございまして、これはただいまもちよつと触れたい。いわゆる不正な競争方法に関する問題でございまして、現行法によりまして、先ほどいろいろ例をあげましたが、ああいうようなものもいろいろない競争手段を法律をもつて一号から六号まで規定してございまして、第七号へ持つて参りまして、その他公共の利益に反する不正な競争方法を公正取引委員会が告示をもつて指定できる。つまり六つございまして上に、第七号でもつていろいろものを追加して参るといふことになっております。これは結局、国会が本来ならばいたすべきことを、公正取引委員会の特殊の性格からいたしまして、その場合々々の経済情勢に応じて適切なものを追加指定して参るといふ、いわば立法権を国会が公正取引委員会に譲られたといふふうな解釈もできるかと存じます。この権限に基きまして現在までに指定いたしましたものは、内容がここにあげてございまして、二十七ページのところををこらういただきますと、一番上の方に不正競争方法といたしまして、

これは公取がかつてにいろいろなもの指定できせんようになりかなり嚴重な手続がございまして、公取会を開いて一般の意見を徴し、事業者の意見も徴し、それを公示いたしまして、それに對してまたさらに一般の意見を聞いた上で最後案をつくりまして、これを官報に告示いたします。それから一箇月たちますと、それが法律と同じ効力を持つことになっております。その点で、公取会を開いたしまして指定したものが、つい先日七月一日にやりましたものを取上げて五つございまして、これは海運業について一つございまして、海運業に関するいろいろ不正競争、それからしょう油、みそ、ソース、カレー粉というふうな、いわゆるわれわれの日常生活にきわめて密着したものにつきまして、御承知の、はなはだおもしろくない。濫売量品付のはなはだしく不当な濫売が行われまして、これを一つ指定して業界に自粛をせよというふうなことがなつたのでございまして、これが四種類合せて現在までわずかに五種類ではあります。指定をいたしております。なおこの立法的機能という正確な意味ではありませんが、独占禁止法の精神に基きまして、占領前からございす法令あるいはその後にございす法令にいろいろ／＼独占禁止法の精神を盛り込むといふことは、これは正確な意味の立法活動ではありませんが、公正取引委員会がかなり力を入れてやつて参つた事柄でございまして、われ／＼はこれを法令調整と申しましておりま

政府が出すという形が多いものでございすから、この法令調整のわれ／＼の仕事は、主として他の行政庁に對していろいろ／＼私どもの意見を述べましてそれを案の中に盛り込んでいただくというふうな方向で行つております。これは議員提出の立法につきましてもわれ／＼の意見を申し上げて、できるものはこれを取入れていただくというふうなことをいたしております。それらの活動を法令調整と言つておきましてこれはかなり活発に行つておきましてございす。それからさらに、国会に對して意見を述べるといふことが独占禁止法に明らかに規定してございす。これは要するに独占禁止法の精神から、こういう問題についてはこういう立法がなされるべきである、あるいはこういうことはおもしろくないのではなにかといふことで、国会に對して意見を申し上げまして、それが立法の上で反映する、これをねらつたわけで、立法あるいは行政の面に反映するようになつたといふことからして、こういう規定がございす。いまだにこれは正式に国会に對していろいろ／＼意見を申し上げた事件はございせん。主として先ほど申し上げました法令調整の段階におきまして、多く問題が片づいております。しかしながら将来あるいはこういう場面も予想されなことはないのであります。

今述べましたこの三つの事柄は、主としていたしまして独占禁止法に基いての権限でございす。そのほかにこの二十八ページに掲げてございすように、事業者団体法に関する問題はもちろ、それから過度集中排除法の跡始末を公正取引委員会で行ふことになつております。これは例の集排の指定会社の跡始末を公取がやることになつております。これは大体片づきまして、現在では電力再編成に基きまして、いわゆる配電会社の処理が日発のほか多少残つておりますが、その他のものはほとんど片づいております。それから中小企業等協同組合につきましては、先ほどもちよつと言及いたしましたような関係もございす。それから海上運送法、保険業法、商工會議所法輸出取引法、特定中小企業の安定に関する臨時措置法、ことにこの最後の二つにつきましては、これは御承知のように、この前の国会におきましてできましたものでございまして、いわばこれは今度の独占禁止法の改正の前駆をなすものと申してもいいかと思ひます。これは法案の形式は大体通産省の方の關係といふことで、通産省提案の法律となつておりますが、いわゆる合理化のカルテルを認めるということにつきまして、今回の独占禁止法の場合は、不況の場合と合理化の場合だけを認めておりますが、輸出の場合は輸出の振興とある程度カルテルを認める必要がございすので、この点は昨年の国会におきまして輸出取引法の中に盛り込まれておりますし、さらに今回これは相當の改正を加えて、いづれ提案される、あるいはもうされておるかと思ひますが、いづれ御審議の対象になることと考えております。なお特定中小企業の安定も、不況カルテルにつきまして、一般の問題に先だちまして特定中小企業だけに對して不況対策を認めるということに、議員提案の立法で昨年で上つたのでございす。これが今度の独占禁止法の不況カルテル

の前駆をなすと考えてるのでございす。これもやはり通産省の方の關係といふような形になつておりますが、實質的には独占禁止法に非常に関連のある法令でございす。なおその他若干ございす。このようにうな独占禁止法プロパーの仕事以外にも、いろいろ／＼たくさん仕事がございます。

最後にまた問題をさきに返すようございす。この委員会制度といふものを残しまして、これに今申しましたような趣旨の諸般の機能をゆだねて行くといふことがはたして妥當であるかどうかといふ点は、いろいろ議論があることと思ひますが、しかし私はこの役所の創設以来六年間おりますのでございす。私の個人の経験を申し上げてはなはだ恐縮でございす。この六年経験に徴しまして、この委員会制度といふものは、こういう趣旨の仕事には一番向いておるといふことを、私自身としても痛切に感じておる次第でございす。なおこの委員会制度の構成は、これは先般の行政整理で多少かわりましたが、最初は委員長及び六人の委員、つまり七人の委員会であつたわけでございす。この仕事は単なる法律問題ではございせん。非常に複雑なる経済問題に関する仕事でございすので、そこにいろいろ各方面の人を集めるといふ意味で、しかも委員数を特に七人といふことにいたしました。そこには法律または経済について特別に知識、経験の深い者を任命でございす。御承知のように、両院の同意を必要とするといふことにいたしてございまして、各界の、

いわばその道の権威者を集めるという仕組になつております。任期も五年、内閣がかかりましてその任期の間はかわらないというような、一種の独立した地位も与えられておりますし、特定の場例外はめざされないうような、裁判官とは同様な地位が与えられております。ただ要はその運用いかんということになるわけでございます。要するにりつばなを得て、その運用よろしきを得ますれば、この委員会制度というものは非常にこういふ仕事をするのに適当であるというように私は考えておる次第でございます。

はなはだ簡単ではございましたが、これをもちまして一応現在公正取引委員会がやつております仕事のあらましのお話といたします。

○佐伯委員長 以上で公正取引委員会の業務状況の説明は終了しました。これに対して御質疑はございませんか。

○小林(通)委員 これからこの独占禁止法の公聴会も聞いて専門的にいろいろ私も研究していただくのでありますが、今の最後のお言葉では、七人の委員はそれ／＼相当の立場における権威者であるという御説明があつたのでありますが、横田委員長の名簿はこの前すでにちようだいいたしました。ここでひとつ七人の方の経歴その他概略をお聞かせ願えれば幸いに思います。

○横田政府委員 今お話をございましたので、ちよつとつけ加えて申し上げますが、実はこの間の行政整理で七人を五人に減らされて、現在は、法律が昨年改正されて五人になつて

おります。現在おります者が決して権威者とは申しませんが、法律の趣旨は現在おる五人の中に各方面の知識のある権威者を入れるという予定でできております。現在おります者が、はたしてそれに該当いたしますかどうか、これは別です。ただ現在おります者について申し上げますと、私はつと二十数年司法部にありまして、裁判所、司法省、現在の法務省でございますが、そちらにありまして、昭和二十二年にこの委員会ができましたときにこちらへ参つたものでございます。それから今副委員長をしております蘆野弘という方は外交官出身でございます。海外のいろいろ／＼な外交官の地位を経られまして、やはりこの方も昭和二十二年の創立以来こちらへ入つて来られました。この方はアメリカにも長くおられました。この方はアメリカにも長くおられました。アメリカの独占禁止法を相当研究しておられた方で、日本にそういうものができるといふことはおそろしく御存じなかつたと思ひますが、その当時から非常に研究しておられまして、その点の権威者でございます。それから湯地委員は大体大蔵省系統をつとめて来られまして、最近には証券取引委員会の事務局長をしておられまして、それからこちらへ参られた方でございます。山本委員は戦前に商工省に長くおられまして、主として産業関係にずつと関係しておられまして、終戦後はあつたやうな関係でおやめになりました。小さな会社とか何かに関係しておられたやうでございます。それから当委員会に来られたわけでありまして、最後の高野委員は日本経済新聞に社会部長まで行かれたと存じております。

す。その方が現在委員になつております。現在の人はそういうふうになつておりますが、最初の発足の際には実業界から二人入つておられまして、これは先般おなくなりになりましたが、興業銀行の重役をしておられました中山喜久松氏が初代の委員長でございます。それから勸業銀行のやはり重役をしておられました倉井という方が入つておられました。これが最初のときの実業界を代表して入つておられた二人の方であります。その当時のことを申し上げますと、私がいわば在朝法曹、それから在野法曹から石井という弁護士の方が入つて来られまして、蘆野委員のほかにはやはり大蔵省系統の島本委員、それからいわば学者代表というやうな意味が大橋という方が入つておられました。そういうふうに入つておられたのはかなり各方面の方が入つておられたのでございますが、どうも実業界からは、この役所の性格と申しますか、あつたはここに入りますと全然兼任もできませんし、いろいろ／＼の関係から、適当な方が得られないので、現在はそちらの方面が欠けておるわけでございます。大体今までの委員をされた方の経歴はそういうふうなことになるつております。

○杉村委員 ちよつとお伺ひいたしました。最初のお話にこの法律は占領下において日本の民主化を促進するためできたのだ、その後だ／＼緩和して来て、今日のこのたびの改正も、日本の国情に沿うように緩和する意味だというお話があり、しかも委員会制度は漸次なくなつて来たが、この委員会だけは現存しておるというお話があつたのですが、あなたは公正取引委員会の委員長といたしまして、日本の民主化が漸次進んでおるとお考えになりますか。むしろ今は民主化が逆行しつつありはしないかと私もお考えはおるのですが、あなたはどういふふうにお考えになつておられますか。

○横田政府委員 その点につきまして、実はいろいろ／＼な見方があると存じますが、かなりの逆行の方向もいろいろあります。従いまして、この独占禁止法につきましても、そういういたづらなる逆行にいたしたくないという観点から、あまり大幅な改正に對しましては、その点について強く主張して参りました。あるいは緩和し過ぎておるではないかというやうな御批判もあると思ひますが、われ／＼としましては、大体この線の程度ならば独占禁止法の目ざしておる、いわゆる経済民主化の基本的な精神には反しないといふふうに考えておるわけでございます。しかしその他の独占禁止法以外の面につきましても、いろいろ／＼な面においてあまりおもしろくないやうな傾向も多少見られるというふうに私は考えております。

○杉村委員 ただいまのお話を伺いますと、民主化が逆行しておるといふことをお認めになつておられる、そしてこの独占禁止法の改正は、この程度までではいいだろう。こういうことをおつしやられるのですが、ここに少し矛盾があるように思われるので、公正取引委員会として、あなたは自分の権限が縮小されておるやうな感じがいたします。せんですか。

○横田政府委員 これは、ことに最初の独占禁止法の権限は、かなり強いところまで行つておりましたが、それと現在あるいは今度改正をしようと思はれますものと比べますと、なるほど形式的には権限は大部分少なくなつて来たといふことは、争うべからざる事実でございます。しかしながらそのことは、われ／＼の立場から申しますれば、権限が強い方がいいわけ、進んで公正取引委員会が緩和的改正案を出すというやうなことは、ずいぶん矛盾したやうな面もございまして、しかしながら日本国家全体として見まして、われ／＼がある程度適当な線まで後退すること、一面におきましては、非常なプラスを日本国全体にもたらす面が確かにあるわけでございます。その面がございせんければ、われ／＼は絶対にしりぞかないわけでございますが、そういう総合的な見地からいたしまして、この程度の緩和、従つてある意味においては権限の縮小といふこともやむを得ないと考えております。

○杉村委員 なお聞きたいのですが、これはまたあとでも質問できることと思ひますから、今日はこの程度で終ります。

○山本(勝)委員 杉村委員の質問があつたので、私一つ関連して御質問申し上げますが、横田さんは実際に六年間もやつておられて、こういうことを感じたのならなかつたかといふことを伺いたいです。独占禁止法を文字通り厳格にもし行つておつたと仮定したら、はたして日本の経済における自由とか、あるいはここにあります自由競争とかいふものがあり得たかどうか、厳格に文字通り施行したときに、ほんつぱに立つておつたのだとお考えにな

るか。あるいはあの法律をそのまま厳密に行つたらかえつて經濟の自由競争といふものが窒息してしまふようなこともあり得たのではないか。つまり競争にもいろいろ形がありますから、ただ一人々々が自兵戦のように一騎打ちをするだけで競争ではありません。隊を組んで力を合せてするものも一つの競争です。ですから競争の形態といふものは自兵戦がだん／＼と集團的な闘いになり、國防にしても各國が獨立してやつておつたものが集團保障のような國防にかつて来ている。ですから初めの法律は、一人々々の事業者が獨立して競争するものでなければ競争ではないか。おおよそ事業界における競争はあ

行つて来たかどうか、嚴格に行つたおつたとしたら、もつとよりよく行つておつたとお考えになるかどうか。その辺、打ちあけたところをお聞かせ願いたい。

たかも競争のごときものでありますから、ときには一人々々で刀を持つて斬り合うような競争もあり得るけれども、しかし隊を組んで競争をするような競争も必然に起つて来る。ですからこの隊を組んで競争するものを、競争の否定である、独占であるといつたやうな考え方、徹底的に二人でも三人でも隊を組んだら競争の否定だといふやうにやつたら、おそろく經濟といふものは動いて来なかつたであらうと思ふ。法律が嚴格に行われないうで、實際問題としてそうやかましく言われなかつたからどうにかこうにか經濟が動いて来たのではないか。つまりそこに競争の機能といふものも存続し得たのではないかと私は考へてゐる。もちろん独占禁止法により公正取引委員会がやつて来たことが一から十まで自由競争の秩序を保つ上に効力がなかつたと言ふのではありませんけれども、しかし實際に當られて、まず第一に、嚴格に

〇横田政府委員 ただいまの御発言で、おほめをいただいたようなおしかりをいただいたような、(笑聲) まことに變な氣持であります。最初のころの独占禁止法時代を振り返つてみますと、法律も相當きつてきています。たし、先ほども申し上げましたように司令部のやり方そのものがきつ過ぎることをある程度意識しながらやつておつた面もございまして、われ／＼としてはときに非常に苦しい立場に立つたこともございまして。従いましていろいろな点で司令部の鋭鋒を避けて、なるほど法律的、形式的には違反したものでありまして、できるだけそれらやうなことをしたこともございまして。しかしながら一面におきましてわれわれの微力、あるいは委員会の規模もはなはだ小さいものでございますから、もつと適正に運用したらよかつたのじやないかという感想が私としてはむしろ強いのでございます。しかし今のお問ひに對しましては、ほんとうに最初の独占禁止法時代のあの嚴格さを額面通りにそのまま適用しては非常に日本經濟のためにいろいろな支障を来したのじやないかという点もございまして、その当時におきましては、あるいはあまりに嚴格過ぎる適用をしない方がよかつたのじやないかというやうな感想さえも、私としては持つてゐるやうな次第であります。

〇山本(勝)委員 これは杉村さんの質問に對する委員長のお言葉が、だんだん権限が縮小されて来たけれども、この辺でまあ頭張つておればまだ全然無視されることにはならぬといつたやうな非常に消極的なお考えのように響いたものでからお伺ひしたわけでありますが、むしろ私はあなたの方のほんとうの経験から、こういうふうな緩和することによつてなるほど競争の形はかわるけれども、かえつて自由競争の秩序といふものがこれによつて有効に働くのだという御自信があるのではないかと申す。それから先ほどの答弁の中にも戦後の日本の企業が非常に弱点だから、その不況に對して何かこういふものが必要なんだといつたやうな説明がありましたけれども、私は不況であるなしにかかわらず、競争の形態といふものは當然かわつて行くべきであると考え。不況時代に脆弱であるからあんな集團的な競争といふものを認めなければならぬといふやうなものではないのじやないかと思ふが、委員長のほんとうの氣持はどうですか。——政治的にだん／＼追ひ詰られて来たやうな感じは持つておられないのでしようか。

〇横田政府委員 どういうふうにお答えしたいかちよつと……。(笑聲) 〇中村(時)委員 もう少し具体的に聞きたいのですが、たとへば身分保障の問題にしても、内閣總理大臣の任命によつて、衆参兩院の承認を経てというようにして身分を保障されている。それはど大事に身分を保障されている上、しかも各委員は停年に達しない場合その罷免といふものはほとんどない状態になつてゐる。ところが今般の人員淘汰といふものは、先ほどお話を聞いておりますと七名が五名に縮小されたという。この理由をまずお聞きしたい。

〇横田政府委員 それは私の理解してゐるところではきつめて形式的な理由であつたやうであります。当時ございましてはいろいろな委員会が、あるいは廃止されまして、他の委員会に合せられるといふやうなものと並びまして、残りましてのものについては一律に委員の数を減して行く。ちやうど役所全体としましてたとえば二割減すという場合、一つの基準に従ひまして減して行くといふやうな、非常に形式的な基準で減したやうに考へております。実は五人に踏みとどまりましたにつきましては、われ／＼は非常に努力をいたしたのでございまして、最初の案は例の政令諮問委員会でございますが、あの立てました案は三人、しかも政府の最初の原案は三人といふふうになつておりました。が、われ／＼はこの委員会の性質を考へる述べまして、あるいは書きものにして出したりしまして、やはり相當の数の委員が必要であるといふことを力説いたしました結果、五人といふところに踏みとどまつたといふやうな次第でございまして。

〇中村(時)委員 そういたしますと、委員長といたしましては、この内容が非常に重大であり、必要であるといふ一つの結論を持つていらつしやうながら、現象的に現われて来たものはその本質的な問題ではなくして、単に形式的な環境から人員を減らして行く、そういういたしますと、減らされて行つた一つの理由、どこにその原因があつたかといふことになつて来るわけなんです。すなわちこの取引委員会なるものを縮小しておいて、そして一つの圧力

の上から何らかの目的を達せんとするやうにも見受けられるわけなのです。その意味において一つの考へ方を取りたいと思ひます。

〇横田政府委員 ただいまの政府及び内閣の考へは私にはよくわかりません。しかし当時の全体の空氣といたしましては、御承知のようにある時期には公正取引委員会の廃止、あるいは独占禁止法の廃止といふやうな声が非常に出ておりました。今でもそういうことを言つておる方もなきにしもあらずでございますが、やはり私もその中にしましてはそういうことでだん／＼に大分かわつて来たやうに考へております。やはりそういう全体の空氣が政府の方にもある程度反映してゐるのではないかと考へます。この点は実は政府ばかりでございせんので、そう申し

ては失礼かと思ひますけれども、国会におきます空氣そのものが独占禁止法あるいは公正取引委員会の仕事というものに対して、それほどの御理解がある時期にはお示しいただけなかつたやうに私自身も考へておるのでござい

ます。この点は最近に至りましてだんだん非常にかわつて参つたやうに私自身も感じますし、あるいは一般の人の、独占法なり公正取引委員会の仕事に對します理解も非常に最近はかわつて来たやうに考へておりますので、われ／＼としましてはある意味において非常な力を得まして、かりにこの独占禁止法がある程度の後退をするといたしましても、非常に張合ひのある氣持を持つて仕事ができる、これは私のみならずほかの委員並びに事務局の人々も最近是非常に——一時は役所がなくな

おつたようでございますが、
最近非常におつきまして一生懸命
仕事をしております。

○中村(時)委員 今のお答えを聞いて
おりますと、法案というものは厳然と
ここにあらねばならぬ。しかもそれ
がまだ独禁法の改正にはなつていな
い、そのようなときの事前にその行動
的な中心をなしてある委員会におい
て、これをたとえば廃止しようとい
うような空気があるという裏面は、単
形式的なものではなからうと思う。経
済の機構なり、何らかの裏づけとい
うものがそこには必要になつて来るわ
けですが、それに対しておそれるあた
は身分も保障され、特定の政党の云々
によつてはその行動といふことが、セ
ーブされることではないのですから、自
分の態度なり意思なりというものがは
つきり打出されなかつたところにあ
らゆる欠陥があつたのであらうという推
測もつくわけでありまして、たとえば操
短の問題にいたしましても、白木屋の
問題にいたしましても、いろ／＼その
欠陥があつたのではないかと私も思
うわけでありまして、それに対しては
自分自身の所信というものを明白にし
ないで、そういう政治圧力に屈してお
るのか、あるいは今言つたように法的
には厳然とここにあらねばならぬ、実
際的には厳然とここにあらねばならぬ
形式に負けて行くのか、自分自身の姿
をはつきりまず第一に打出しておい
ただきたいと思つたのですが、これに
関してお尋ねいたします。

○横田政府委員 ただいま何か外部の
な圧力によつて問題の扱いを二、三し
てゐるのではないかと、お尋ねのよ
うでございますが、その点につきましては
はわれ／＼といたしましては全然恥
ずるところのない仕事をいたしてゐる
つもりでございます。もちろん疑われ
る点もございまして、あるいは外部の
方から、こちらになりましてと遺憾と思
われる点もあつたかと存じます。しか
し私といたしましては、完全に良心に
従つた仕事をしているつもりでござ
います。

○中村(時)委員 いろ／＼お聞きした
いこともありますし、内容の機構並び
に権限、組織、そういう問題に關しま
してはいずれ後にゆつくりとお尋ねを
いたしたいが、最後にこれはひとつお
願いをしておきたいのでありますが、
現在砂糖が非常に値上りをしているわ
けなのです。それに対して、たと
えば五月が一斤五十五円のもの、現在
では六十三円以上になつてゐる。その
内容を調べてみますと、たとえば昨年
度は八十八万トン、本年度は八十六万
トンの輸入になつてゐる。そういうし
ますれば、ほとんど数量においてかわ
らないにかかわらず、そのような非常
な値上りをしているわけなのです。と
うことは、たとえば白糖であるとか、
濃縮糖であるとか、そういうところが
原糖を精製する場合におきまして、そ
こで一つのカルテル的方向をとつて
いやすいかという疑いが多く出て来
ておるのであります。その件に關して
調査しておいていただきたい、これ
をお願いしておきます。

○長谷川(健)委員 先ほどからいろ
いろ／＼出ましたけれども、私委員長に
この際お尋ねしたいことは、最初の説
明の中に、連合軍が来て以来非常に行
き過ぎたくらいにやがしまつた。そ
うしてこのたび改正案が出る、その出
る態度が先ほどからの御説明を聞いて

いると、外部の圧迫によつてやむを得
ずやるといふ御答弁が非常に通
れさせている原因になつたと思いま
す。またそういうことであれば、この
法案の審議の態度がまたいろ／＼違つ
て来ると思つた。これは委員長が前の
行き過ぎであるからこうすることの方
が日本の産業のために自信を持つてい
いのだといふふうにお考えになつてい
るのか、その根本的な態度をこの際
はつきりしていただくことが、いろい
ろ審議なり質問の整理の上にも私は
いと思つた。この点についてはつ
きり伺つておきたい。

○横田政府委員 その点につきましては
は、この改正案を出すに至りました経
過を申し上げれば御了解いただけ
るかと思つた。実は先ほど申し上げ
したような関係で、われ／＼公正取引
委員会のものであります。現行法は
まだ行き過ぎた点があるといふこと
を認めておりました。ある時期にこれ
を改正したいといふことは考へてお
りました。たび／＼司令部に對しまし
てもその点を申しておつたのでござ
います。公正取引委員会自身が自分
の権限を狭めるような案を出すことを
考へるといふことはやめろといふ強い
ことを言われまして、ある時期までは
こちらの案についていろ／＼話も聞いて
くれた時期もあつたのであります。が、
ある時期になつてそういうきつた態度
になつて参りました結果、要するに公
正取引委員会みずからとしての改正案
というやうなことは思ひも寄らなかつ
たのでございまして。当時は政府側にお
きましていろ／＼そういう問題は考へ
られておつたことではございますが、
占禁止法というものは非常に特殊な法

律でございます。やはりこれを手がけ
ております役所でないとなか／＼む
ずかしい面もありまして、結局成案を
得ないままに独立といふところまで来
たわけでございます。独立後になりま
していろ／＼そういう。司令部の制約
がなくなりましたので、われ／＼とい
たしましては、前の態度を続けまして
その後つと改正案を研究して参りま
した。昨年の暮れになりまして、改正
案をつくるならばやはり公正取引委員
会が中心になつてつくるべきである
といふことにみな意見が一致いたしま
した結果、私が当時の緒方官房長官を
おたずねいたしました。公取で改正案
をつくつて、それを中心にして各省の
意見をまとめてお出しするからといふ
ことを申しました。一方、一番関係の深い
通産大臣ともお会いしまして、まず公
正取引委員会において一応要綱をつ
くり、それを中心にしてつていただく
といふ御了解を得まして、鋭意案を練
りまして、たしか本年の一月になりま
して、第一応の要綱ができました。それ
に基づきまして各省の意見をとりま
とめたのでございまして。今度の改正案は、内
容はこの前のと大して違つておりま
せんが、前の案におきまして、その基
本の線は公正取引委員会が出した案
でございまして。もちろんその間に、例
の認可権の所在の問題であるとか、あ
るいはカルテルの認可の範囲の問題であ
るとか、主として通産省との意見に
多少の食い違ひがありました。それが
ある程度調整せられて出されました
のが今度の改正案でございます。これ
は決してわれ／＼の全然意に満たない
案が出されたといふやうな関係ではな
いのでございます。

○阿部委員 今中村委員から砂糖のこ
とについてお尋ねをしたようですが、
もうあれについては公正取引委員会に
おかれても相当詳細にお調べになつて
おり、結論も出されておるのではない
かと思つた。もしそうなら、この
際御発表願ひたいと思つた。

○横田政府委員 実は資料を持つてお
りませんので正確なお答えはできない
のでございまして、製糖業界の動きに
つきましては、先ほどお話のやうに非
常におもしろくない面が見られます
で、大前前から事務当局の調査部
におきまして調べておりました。その結
果製糖工業会という団体、これはい
ゆる製糖会社の事業者団体でござ
います。ここにございまして、政府に對
して、粗糖の輸入についてこれを整理
してほしい、つまり八十六万トンで
ございまして、それを有効需要とみな
してそれ以上の粗糖の輸入をすることを
整理してもらいたい、それから製品
の輸入についても抑えてほしい、それ
からそういうものを買いつけます外
貨も、来年の一月と記憶いたしてお
りますが、それまでは使われないよ
うにしてほしいといふやうな一種の申
入れをしております。この申入れ自
体は、それをただちにどういふこと
ではないのでございまして、それと
同時に、製糖の一つの生産量の制限、
それから各社に對する割当、ある
いは手持ちの粗糖につきまして一定
の価格でそれを融通し合うといふや
うな、いろ／＼な話合があつたらしく
見えたのであります。これはもう少
しつと込んで調べて参りますとい
ふやうなことがわかつてございま
すが、非常に急ぎま

いのでございます。○阿部委員 今中村委員から砂糖のこ
とについてお尋ねをしたようですが、
もうあれについては公正取引委員会に
おかれても相当詳細にお調べになつて
おり、結論も出されておるのではない
かと思つた。もしそうなら、この
際御発表願ひたいと思つた。

いのでございます。○阿部委員 今中村委員から砂糖のこ
とについてお尋ねをしたようですが、
もうあれについては公正取引委員会に
おかれても相当詳細にお調べになつて
おり、結論も出されておるのではない
かと思つた。もしそうなら、この
際御発表願ひたいと思つた。

いのでございます。○阿部委員 今中村委員から砂糖のこ
とについてお尋ねをしたようですが、
もうあれについては公正取引委員会に
おかれても相当詳細にお調べになつて
おり、結論も出されておるのではない
かと思つた。もしそうなら、この
際御発表願ひたいと思つた。

たので、先週一日はちよつと忘れま
したが、工業会の会長その他の人を呼
びまして、大体今まで調べたところ
においても独占禁止法違反の疑いが非常
にあるが、このままで行けば違反にな
るおそれがある、この点は十分注
意してほしい、この点を製
糖工業会長に厳重に申し渡すと同時
に、製糖各社に対しましても同趣旨の
ことを書面をもつて申入れをいたした
わけでございます。もちろんこれは中
間的な措置でございます、なお今後
ともこの製糖業界の動きは厳重に監視
して参るつもりでございますが、なおそ
の際も、これはこれでおしまいのわけ
ではないので、もしその後の動きいか
んによつては、もつと正式な手続をも
つて問題を処理するという方針で進ん
でおるわけであります。詳しいことは
ただいまちよつと資料を持つておりま
せんので、大体申し上げたわけでござ
います。

○阿部委員 お話でよくわかりました
が、御存じの通り、日本の国ではお盆
という時期には砂糖が贈答用に多量に
流通する習慣があるのでございますか
ら、それでこの際に製糖業者がカルテ
ルを結んで価格のつり上げを行い、多
量に動くときにこそつともうけるとい
うことは、われ／＼が常識で考えても
ありそうに思われることでございま
す。もしさうなことになる、と、一
般庶民生活を奪うことと多大な
るものがあるわけでございしますから、
どうかひとつその点は厳重にお取締り
をいたしますか、規制を行つてくださ
るように特別にお願いをいたしておき
ます。

○中村(時)委員 公正取引委員会で作

成した原案、それを各省で勘案して行
つたわけでございします。だから、
各省、特に通産省でその中に挿入され
て行つた案その資料をあとで出して
いただきます。

○佐伯委員長 この際一言申し上げま
すが、次に日本経済の基本的政策に関
する件について調査を進めるべく、先
ほどより岡野經濟審議厅长官の出席を
要求しておりましたが、今より約一時
間以前に、長官秘書官より、病気のた
めやむを得ず本日は官邸に滞り、休ま
せてもらいたいとの申出がありまし
た。病氣のことゆゑやむを得ないこと
と存じまして、明日午前十時より出席
することに約束をいたしまして申出を
了承いたしました。つきましては、明
日より、独禁法の審議と、日本経済
の基本的政策に関する件についての經
濟審議厅长官に対する質疑とを並行し
て進めたいと存じます。

明日は午前十時より開会することと
し、本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十分散会 (了)